

お知らせ

ホームページが新しくなりました。
一度ご覧くださいませ！！
URL: <http://www.okamura-tax.jp/>

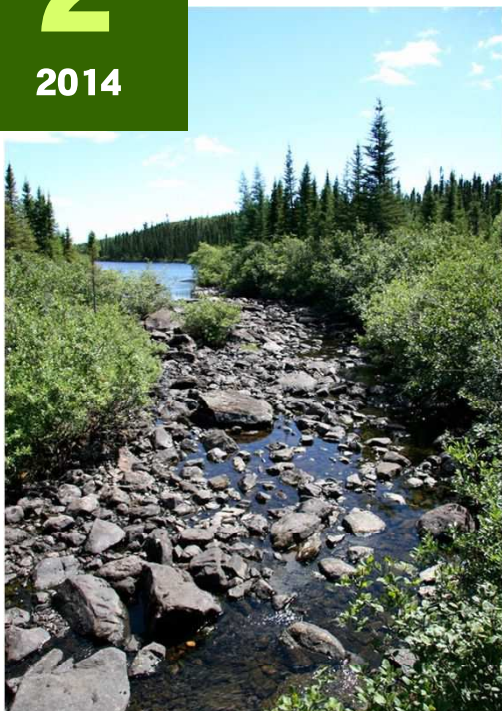
NEWS LETTER

2月といえば立春。暦の上では春を迎えますが、まだまだ寒い日が続きます。
風邪などひかないように、ご自愛くださいませ。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2

2014



■ 上場株の配当源泉にご注意を

■ 通勤定期や乗車券は、
3月末までに購入しておこう

Message From Staff

- 両立してます
- 赤穂の牡蠣祭り
- 仕事のおはなし

上場株の配当源泉にご注意を

平成26年1月1日以後の上場株式等の配当等については、軽減税率が廃止されています。改めて、確認しましょう。

1月1日以後は、15.315%に

平成26年1月1日以後支払いが確定した上場株式等の配当等に関する源泉徴収税率は、所得税と復興特別所得税の合計で15.315%となりました。

実際に源泉徴収をする際の税率を法人と個人とに区分した、上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率表は次の通りです。

区分		支払確定日	~H25. 12. 31	H26. 1. 1~
		個人	居住者	7.147% (住民税3%を合わせると 10.147%)
個人	非居住者			
法人			7.147%	15.315%

(注) 発行済株式の総数又は出資金額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、上記のいずれの期間においても20.42%（住民税なし）の税率により源泉徴収することとされています。

「平成26年版 源泉徴収のあらまし」より 一部編集

実務上は、源泉徴収された手取り額が入金されます。手取り額から逆算して配当等の総額や源泉徴収税額を求める方法は、次の通りです。

【例】 上場会社B社から次の配当金がA社の口座へ入金

- ① 支払確定日：H25. 12. 10 入金額 92,853円
- ② 支払確定日：H26. 01. 10 入金額 169,370円

(1) 入金額から、配当金の総額を逆算して求める場合

- ① $92,853円 \div (1 - 7.147\%) = 100,000円$
- ② $169,370円 \div (1 - 15.315\%) = 200,000円$

(2) (1)をもとに源泉徴収税額を求める場合

- ① $100,000円 - 92,853円 = 7,147円$
 $7,147円 \times 2.1/102.1 = 147円$ (復興特別所得税)
 $7,147円 - 147円 = 7,000円$ (所得税)
- ② $200,000円 - 169,370円 = 30,630円$
 $30,630円 \times 2.1/102.1 = 630円$ (復興特別所得税)
 $30,630円 - 630円 = 30,000円$ (所得税)



Zaimu information

通勤定期や乗車券は、 3月末までに購入しておこう



弊社は、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して通勤する者に対して、所得税の非課税範囲内で合理的に算定した1ヶ月の定期代を通勤手当として給与に加算して支給しています。4月1日から消費税率が引き上げられますが、この所得税の非課税範囲は改正されますか？



鉄道やバスなどの公共交通機関を利用している従業員に対して、通常の給与に加算して支給する通勤手当などのうち、所得税が課税されない金額（非課税限度額）は下表のように決まっています。この非課税限度額は、消費税率が引き上げられることに伴い、法律自体は改正される予定がありません。

しかし、鉄道各社が消費税率引き上げに伴う運賃・料金改定の認可申請を平成25年12月に国土交通大臣へ提出しています。運賃等の値上げが実行された場合には、再度非課税限度額を計算しなおす必要があるでしょう。その結果、通勤手当として支給する1ヶ月の定期代が変更となる場合には、変更後の通勤手当を支給することになります。もし1ヶ月あ

たり10万円を超える場合には、非課税金額は10万円となります。通勤手当の申請（1ヶ月の定期代の申請）を従業員が行っている場合は、従業員から再申請してもらいましょう。

ところで消費税率は、原則として4月1日から8%が適用されます。しかし、3月31日までに購入した通勤定期代は、4月1日以後乗車可能なものであっても5%の消費税率が適用されます。これは通勤定期に限ったことではなく、旅客運賃全てについてこのような経過措置がとられます。

そのため、4月1日以後に鉄道等に乗車する予定があり、事前に乗車券を購入できる場合であれば3月31日までに購入しておくといでしょう。

【通勤手当と所得税が課税されない範囲（公共交通機関を利用している場合）】

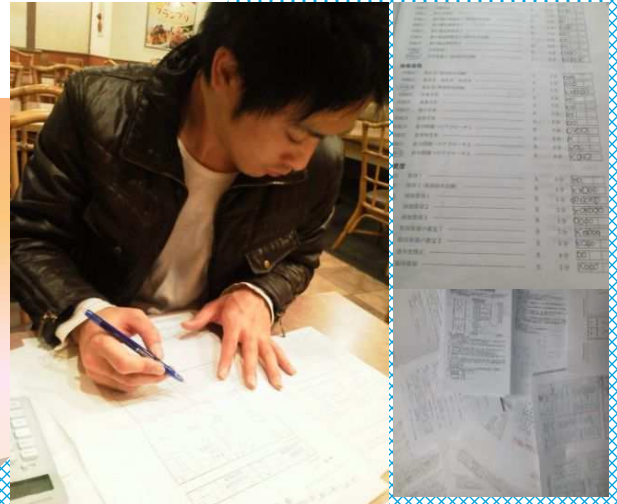
通勤方法	所得税が課税されない金額（非課税限度額）		
公共交通機関だけを利用して通勤している場合	通勤のための運賃、時間、距離等に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の1ヶ月あたりの通勤定期券等（1ヶ月あたり10万円を超える場合には、10万円）		
公共交通機関と自家用車（自転車）等を利用して通勤している場合	公共交通機関を利用する場合の1ヶ月あたりの通勤定期券等に自家用車等を利用して通勤する片道距離に応じて右表に当てはまる非課税限度額を加算した金額（合計額が1ヶ月あたり10万円を超える場合には、10万円）	片道通勤距離	非課税限度額（1ヶ月あたり） （全額課税）
		2km未満	
		2km以上10km未満	4,100円
		10km以上15km未満	6,500円
		15km以上25km未満	11,300円
		25km以上35km未満	16,100円
		35km以上45km未満	20,900円
45km以上	24,500円		

Message From Staff

両立してます

いつもお世話になっております。お初にお目にかかります！！岡村税理士事務所2人目の税理士を目指す昨年末入所の松尾と申します。まだ経験が浅く日々実務の勉強に追われております。…と言いつつ写真は休日の税理士試験勉強です^^；（夜中のファミレスなので貸切状態）1日でも早く勉強した知識を皆様のお役に立てられるよう日々邁進致します！

松尾圭司



赤穂の牡蠣祭り

♪♪♪、赤穂の牡蠣祭り、行ってこよした！牡蠣祭りには毎年欠かさず行くほど、私は牡蠣が大好きです♪牡蠣に元気をもらいましたので、これで大忙しの2月・3月を元気に頑張りたいと思います！皆様よろしくお願い致します！

直江美佳



仕事のおはなし

お世話になります。スタッフページではありますが、少しPRさせていただきます(^_^)。昨年、弊社が実施しているMAS業務が、兵庫県知事より「会計事務所が実施する革新的業務」として認証されました。事業を開始して丸5年。既契約者の会社様に感謝申し上げるとともに今後一層皆様の健全経営のために頑張ります。詳しいご質問などがありましたらどしどし聞いてください。

所長 岡村景明



岡村税理士事務所・株式会社プラスアルファ

JR神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りくださ〜い(^_^)！

